

平成16年度出資団体等経営改善専門委員会の意見に係る対応方針

財団法人グリーンふるさと振興機構（所管：企画部地域計画課）

株式会社ひたちなか都市開発（所管：企画部ひたちなか整備課）

法人名	財団法人グリーンふるさと振興機構
所管課	企画部地域計画課

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>1 財団のあり方</p> <p>これまで財団が担ってきた役割については、今後、県、市町村及び地域住民・各種団体等がそれぞれの明確な役割分担のもと、各々の事業展開に応じて、協議会等の緩やかな連携の中で行うこととし、県は、市町村、地域住民、協議会等が行う事業に対して、必要に応じて、諸調整及び人的・財政的支援を行っていくような体制に移行する必要がある。</p> <p>従って、県は、この地域の振興方策について改めて再構築を図るとともに、財団のあり方について解散を含め抜本的な見直しを行う必要がある。見直しの時期については、次期県総合計画の策定期及び県北地域の市町村合併に一応の区切りがつくと見込まれる平成17年度中を目途として行うことが望ましい。</p> <p>なお、見直しに伴う基本財産若しくは残余財産の取扱いについては、県北地域の振興という財団の設立目的に沿った活用が図られるよう、出捐の経緯等を踏まえ十分検討を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内他地域よりも過疎化・少子高齢化が進展しているグリーンふるさと圏において、自らが考え、自らが行動する個性的で活力のある地域を構築し、もって地域の自立を図るため、次期県総合計画の方針を踏まえながら、県、市町村、各種団体等が連携して圏域の振興を進めていく。 ・ 財団のあり方については、市町村合併などの財団を取り巻く状況の変化及び次期県総合計画における県北地域の振興方策を踏まえ、関係各課で構成する庁内検討委員会を設置し、平成17年度中に解散を含めた抜本的な見直し策を取りまとめる。 ・ 見直しに伴う基本財産等の取扱いについては、出捐の経緯や構成市町村の意向を踏まえながら検討する。 <p>グリーンふるさと振興機構寄付行為抜粋 (解散及び残余財産の処分)</p> <p>第33条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ茨城県知事の許可があった時に解散する。</p> <p>2 解散するときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、茨城県知事の許可を得て、この法人の類似の目的をもつ他の公益法人又は地方公共団体に寄付するものとする。</p>
<p>2 当面の経営改善等</p> <p>(1) 住民等の参画の促進と組織化への支援</p> <p>財団は、これまで事業の大きな柱の一つとして、人材や団体の育成に積極的に取り組んできた。今後は、これらの人材等が圏域の地域振興の中心的役割を担うことが出来るよう、財団事業への参画の促進や組織化(NPO法人化)、更には独自事業の展開等について、積極的に支援する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団では、これまで地域づくりの担い手となる人材の育成に取り組んできたところであるが、近年は人材の育成から活用に重点を置いて事業を実施しているところである。 ・ 今後は、事業を可能な限り地域住民等との協働により実施することにより、地域振興に関わる人材の掘り起こし・育成・活用及びネットワークの形成に努めるとともに、関わった事業について、将来的にそれぞれが自立して展開できるよう支援する。
<p>(2) 新市等との役割分担の見直し</p> <p>地域活性化の担い手としての中心的役割を果たす新市等や地域住民等に、財団の担ってきた役割や培ってきた成果が円滑に継承されるように、事務局の運営体制について、県と市町村、更には地元企業や関係団体等が、その権限や能力に見合った適切な役割分担となるよう見直しを進め、将来の新たな体制等に円滑に移行できる素地をつくっていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の新たな体制等に円滑に移行できるよう市町村・関係団体等と協議の上、圏域振興上の役割分担や事務分担の見直しを行う。

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>(3) 事業体系の見直し等</p> <p>財団の事業体系については、将来の抜本的な見直しを前提として、これまでの財団設立目的の達成状況を十分検証したうえで、ブロック圏域内で完結する事業は原則として新市等へ移管するなどの見直しを行い、当面、財団が取り組むべき事業については、明確な目標を設定するとともに重点的な資金の投入が行えるように改めるなど、その再構築を図る必要がある。</p> <p>グリーンふるさと地域通貨発行事業については、5%のプレミア部分を財団が負担し認知度の向上を図るとしているが、地域通貨の普及には地元企業をはじめとして、市町村、商工団体及び住民等の理解と協力が不可欠であることから、地域通貨券の発行を継続する場合は、財団の単独事業として実施するのではなく、これら諸団体の全面的な協力を仰ぐとともに、地域貢献に意欲のある企業や団体などの協賛を得て、より大きな経済効果が得られるようにその仕組みの見直しを図る必要がある。</p> <p>また、地域通貨について一定の普及が図られる見込みとなった場合は、将来の財団の見直しに伴う新体制に円滑に移行できるよう、発行主体を地域の団体等に委ねるなど財団の関与を間接的なものとしていく必要がある。</p> <p>特産品等開発支援事業については、1件当たりの助成が30万円程度と少ないことを理由として費用対効果の検証が行われていないが、額の大小に関わらず、自らの事業については、極力、定量的な評価指標を設定するなどして、適切な評価を行うべきである。</p> <p>そのうえで、効果の薄い事業や効果が説明できないものは、廃止を検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業体系については、財団設立目的の達成状況を検証するとともに、事業の必要性や実施主体の役割分担を整理し、抜本的な見直しにつなげていく。 ・ 当面、財団が取り組むべき事業については、明確な目標を設定した上で、都市農村交流や情報発信等、圏域全体を対象とした地域振興に大きく寄与する施策を機動的に実施していく。 ・ 現在のグリーンふるさと地域通貨発行事業については、あくまでも試行的に実施しているものであり、圏域における地域通貨に対する理解向上と地域経済並びに地域コミュニティ活性化のツールとしての効果的な地域通貨運営体制の検証を目的としている。 ・ 今後はこれまでの結果を踏まえ、圏域内の地域づくり団体等が主体的に地域通貨発行事業に取り組めるようノウハウの提供などの支援を図っていく。 ・ 特産品等開発支援事業については、費用対効果の検証等適切な事業評価を行い、継続・廃止・市町村等への移管等を検討する。
<p>(4) 県の財政的支援のあり方</p> <p>基本財産の運用については、平成8年5月以降は、県との金銭消費貸借契約により、年利3.41%で運用を図っているが、現行利率と通常利率の差は実質的な県補助金に他ならないこと、基本財産の運用は、本来、財団が自主的に行うべきものであることなどから、当該契約については見直しを検討すべきである。</p> <p>今後の事業展開に当たっては、適切な受益者負担や商工団体や農業団体との共催など、自己財源の拡充や負担の軽減に努める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該契約については、平成18年3月末の契約期間満了をもって廃止する。 ・ 既に一部事業において、受益者負担を求めているが、今後は、より適切な受益者負担を求めるとともに、関係団体や民間企業との共催、協賛の獲得などにより自己財源の拡充や負担の軽減に努める。

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>(5) 見直し方針の明示等 財団のあり方の抜本的な見直しについては、平成17年度中に見直しの方向性を決定した後、見直しの実現に至る道筋を明確に示したうえ、早急にその実現を図る必要がある。</p> <p>新市等との役割分担や住民・団体等の参画や組織化等への支援及び事業体系の見直しなど当面の経営改善策等についても、推進項目ごとに計画実現に至る手法や時期を明示し、その実現に全力で取り組む必要がある。</p> <p>県においては、財団の培ってきた成果が円滑に継承されるとともに十分活用され、県北地域における新たな振興方策の展開に資することが出来るよう、受け皿となる機関等を早期に決定し、諸事業の効果的な展開の推進に向けて調整や指導を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度に設置する庁内検討委員会の中で、見直しの方向性について決定するとともに、見直し実現に至る道筋を明確にし、平成18年度以降速やかにその実現を図る。 ・ 早急に当面の経営改善策等について検討し、推進項目ごとに目標に至る手法や時期を明示する。 ・ 平成17年度中に庁内検討委員会において財団のあり方について抜本的な見直し策を取りまとめるとともに、財団が築き上げた成果が今後も生かされるよう関係機関と調整を行う。

法人名	株式会社ひたちなか都市開発
所管課	企画部ひたちなか整備課

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>1 会社のあり方</p> <p>ひたちなか地区及び周辺地域の振興の一層の促進や簡素で効率的な組織体制への再編整備を進めるという観点から、会社をひたちなかテクノセンターと統合させ、新会社の一部門として都市づくり事業を継続することを、将来を見通した場合の現実的な選択肢として検討するべきである。</p> <p>会社の統合等組織の見直しを行うに当たっては、単なる数あわせや業務の移管ではなく、統合等の効果が十分発揮され県民の利益となるよう、法人を所管する商工労働部及び企画部をはじめ、土地開発公社や茨城港湾株式会社を所管する土木部など関係部局、さらに専門家等も加えた検討機関により財務や組織を十分精査したうえで、ひたちなか地区開発を推進するため最も相応しい組織のあり方を決定し、早期（２～３年以内を目途）にその実現を図る必要がある。</p> <p>会社統合等組織の見直しの実施に当たっては、県以外の株主等の保護に配慮するとともに、県のひたちなか地区及び周辺地域における今後の方針と県及び関係出資法人の役割分担を明確に示し、その理解と協力を得たうえで行う必要がある。</p>	<p>1 会社のあり方</p> <p>ひたちなか地区及び周辺地域の振興・発展を一層推進するためには、(株)ひたちなか都市開発と(株)ひたちなかテクノセンターだけではなく、港湾機能を担っている茨城港湾(株)や土地所有者である土地開発公社も含めて、当地区の開発を推進するために最も相応しい組織のあり方について、統合を含めた検討を行う必要がある。</p> <p>そのため、平成１７年度に関係部局等と調整を図ったうえで検討機関を設置し、４法人のそれぞれの業務内容や役割などを精査することにより当地区における県出資法人の最も相応しい組織のあり方を決定し、早期（２～３年以内を目途）にその実現を図ることとする。</p> <p>なお、統合等組織の見直しに当たっては、株主等の理解と協力を得るとともに、県の今後の方針や県及び関係出資法人の役割分担を明確にし、その理解と協力を得ながら行うこととする。</p>
<p>2 当面の経営改善策等</p> <p>(1) 未利用地の早期活用の促進</p> <p>会社は、「ひたちなか地区開発整備推進協議会」が土地利用計画の見直しに着手したことを契機に、目的として掲げているセンター地区における複合ビル建設計画を見直し、都市づくりの手法を地区のにぎわいの創出に転換し、公募地の拡大など、未利用地の早期活用に対する積極的な姿勢を明確に打ち出すべきである。</p> <p>これまでに実施した商業・業務地区の公募に応じるなど進出意欲のある企業や新規の企業等に対して積極的な誘致活動を実施するなど、譲渡及び賃貸の両面から未利用地の早期活用を図るべきである。</p> <p>県においては、土地開発公社の直接賃貸への移行、若しくはそれぞれの本来業務を反映したより適正な責任分担と協力体制が構築できるよう土地開発公社と会社間で締結している契約内容の見直しを指導するべきである。</p>	<p>2 当面の経営改善策等</p> <p>(1) 未利用地の早期活用の促進</p> <p>センター地区については、ホームページや企業訪問等により未利用地の譲渡及び賃貸に関する情報提供を行うなど積極的に地区のPRを行い、公募を含め未利用地の早期活用を図っていくこととする。</p> <p>なお、地区の賑わいを創出するために、当面はイベントや展示販売会等の暫定的な土地利用を引き続き進めることとする。</p> <p>また、複合ビルの建設については、社会経済状況や需要状況、北関東自動車道の全線開通など当地区を取り巻く状況などを総合的に考慮しながら対処していくこととする。</p> <p>商業・業務地区については、積極的な事業展開を行っている商業事業者などにヒアリングを行うとともに、地元などと調整を図りながら平成１７年度に公募を行い、地区の賑わいの創出に繋がるような施設の導入を早期に図っていくこととする。</p> <p>(株)ひたちなか都市開発は、地区内の都市づくりを一体的に進めるために土地開発公社所有地の賃貸又は処分を行っている。県としては、当地区の都市づくりの観点及び現況を踏まえた責任分担や協力体制などを考慮したうえで、会社と土地開発公社との役割を明確にするなど契約の見直しを指導することとする。</p>

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>(2) 公共・公益施設の管理業務等の見直し ひたちなか地区開発の総合窓口として県がテクノセンター内に開設している「ひたちなかインフォメーションセンター」の管理運営業務については、その重要性・必要性も認められることから新会社への移管等の後においても引き続き受託できるよう努めるとともに、新会社の目的である都市づくりを促進するようテクノセンターの情報ネットワークを活用するなど内容の充実を図る必要がある。</p> <p>植栽管理業務については、地区の一体的な都市づくりのためには会社が実施することが必要な事業であるとして県から随意契約で受託しているが、民間と競合する分野を今後も継続して受注することは、会社の第3セクターとしての性格や植栽管理という業務内容からみて、その必要性は乏しいことから業務を民間に開放するべきである。</p> <p>港湾建設支援施設賃貸業務やF A Z（輸入促進地域）推進業務については採算のとれる事業として維持できるよう営業努力するとともに、各事業内容を精査し、民間開放や港湾管理会社など類似事業を実施する他の団体への移管等業務内容を見直す必要がある。</p>	<p>(2) 公共・公益施設の管理業務等の見直し ひたちなか地区をPRする拠点として、引き続き関係市町村や団体などに施設の利用を積極的に働きかけるなど利用者の増加に努めるとともに、最新の情報提供を行うなど内容の充実を図っていくこととする。</p> <p>ひたちなか地区における国際港湾公園都市づくりを推進するため、県道海浜公園線などの3路線の一元的かつ良好な景観形成・保持のために道路植栽管理マニュアルを策定するなど質の高い植栽管理ができる(株)ひたちなか都市開発に業務を委託してきたところである。 今後、当地区の振興・発展を一層推進するための組織のあり方を検討していく中で、引き続き当地区の良好な景観形成・保持に努めていく観点を踏まえて、民間への移行についても検討していくこととする。</p> <p>港湾建設支援施設は、港湾建設事業の縮小等により入居率が減少している状況にある。そのため、作業員詰所については、利用者に対する利便性を図る一方、譲渡や処分等についても検討していく。また、作業員合同宿舎については、建設作業員以外の利用を検討するなど新たな利用方法を検討することにより入居者の確保を図ることとする。 F A Z施設は、(株)ひたちなか都市開発がF A Z事業者として国から同意を受け、輸入促進基盤施設として建設したものである。しかしながら、その管理運営については港湾機能と一体化した方がより機能の充実が図れるため、F A Z事業者としての同意や国の補助金を受けている等の課題はあるが、譲渡等について検討していくこととする。</p>
<p>(3) 中期経営計画の改定等 組織や業務の見直しについては、現行の中期経営計画（目標年次：平成15年度～19年度）を早期に改定し、会社の統合等の推進事項が確実に実現されるよう項目ごとに目標年度を設定するとともに、年度毎に取り組むべき内容を明確に位置付ける必要がある。</p>	<p>(3) 中期経営計画の改定等 中期経営計画については、今年度に設置する中期経営計画検討委員会（仮称）の中で、現行計画の進捗状況等を検証するとともに、当面の経営改善策等や検討機関における検討内容を踏まえ、組織や業務内容の見直し等の目標年度や年度ごとに取り組むべき内容等について位置付けていくこととする。</p>
<p>(4) 県及び出資法人の役割分担の明確化 県においては、ひたちなか地区及び周辺地域の振興を一層促進させ、新しいまちづくりを現実のものとするため、県及び関係出資法人の役割分担を明確にしたうえで、統合等の見直しにより構築される新しい組織を有効活用し、それぞれの役割に応じた諸施策を講じられることを期待する。</p>	<p>(4) 県及び出資法人の役割分担の明確化 ひたちなか地区開発は、県北地域の振興を図る先導的な事業であることから、今後も継続して事業を推進する必要がある。また、当地区は、北関東自動車道や常陸那珂港の基盤施設をはじめとして、「サイエンスフロンティア21構想」、「つくば・東海・日立知的特区計画」、「広域連携物流特区計画」などにおいて重要な役割が期待されている。そのため、県及び出資法人の役割分担を明確にするとともに、ひたちなか地区開発を推進するために最も相応しい組織のあり方について会社の統合を含めて検討を行い、早期にその実現を図ることとする。</p>